

令和 8 年 5 月 31 日 執行
新潟県知事選挙

公費負担の手引

新潟県選挙管理委員会

届出書類等への押印等

各種届出等の書類への押印について、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合には不要となります。

よって、届出等の際は、これまでの記名押印による方法に加え、名義人本人の署名又は以下で説明する本人確認等による方法を選択し、届出書類等を作成してください。

1 届出書類等の提出方法

原則として下記①～④のいずれかの方法により、その書類の真正性を確認しますので、選択した方法により必要となるものを準備してください。

(1) 本人確認等による方法（押印不要）

① 届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人の本人確認書類の提示又は提出

② 代理人が届け出る場合

以下の書類の提示又は提出

- ・委任状（代理人の氏名、令和〇年〇月〇日執行の〇〇選挙に係るものであること、届出等の名義人が当該代理人に届出等を委任する旨の3点が記載されており、届出等の名義人の署名又は記名押印があるもの）
- ・代理人の本人確認書類

(2) その他の方法

③ 届出書類等に名義人本人が署名（押印不要）

④ 届出書類等に名義人本人の記名押印（押印必要）

〈記載例〉

①② 名義人本人記名 + 本人確認書類等

氏名 甲山 乙夫 + (本人確認書類の例
・マイナンバーカード
・運転免許証、住民票の写し等)

※ 本人確認書類や委任状を提示する場合は、選挙管理委員会で当該書類の写し（コピー）をとった上、保管しますので御了承ください。

③ 名義人本人による署名（自署）

氏名 甲山 乙夫

※ 名義人本人が、手書きで記載する方法です。

④ 名義人本人記名 + 押印（記名押印）

氏名 甲山 乙夫 

※ 印刷・ゴム印等で印字した氏名や、名義人本人以外が記載した氏名は「記名」です。

※ ③、④による場合は本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要です。

2 届出書類等の訂正方法

名義人本人の印鑑による訂正印のほか、名義人本人の署名による訂正も可能です。

また、上記②より、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正が委任されていることの確認ができる場合は、代理人の印鑑による訂正印や代理人の署名による訂正も可能です。

届出等代理人証明書

[立候補の届出書等を代理人が提出する場合の委任状の様式（例）]

届出等代理人証明書

住 所

新潟県〇〇市〇〇町△番□号

氏 名

乙 山 丙 太

生年月日 昭和 〇 年 〇 月 〇 日

上記の者は、(候補者の氏名)の令和〇年〇月〇日執行の新潟県知事選挙における立候補の届出などの各種の届出等(※)について、私に代わって届出等に関する事務(届出書類等の訂正を含む)を行うものであることを証明します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住 所(候補者の住所)

新潟県〇〇市甲町1丁目2番3号

氏 名(候補者の署名又は記名押印)

甲 山 乙 夫

※ 特定の手続のみ委任する場合は、その内容がわかるように記入し、委任者を分けて委任する必要がある場合は別葉とすること。

(例:「公費負担に関する届出等」、「選挙公報の掲載に関する申請」など)

目 次

1	はじめに	-----	1 ページ
2	公費負担の対象とその限度額一覧表	-----	2
3	公費負担手続図	-----	4
4	請求手続について		
(1)	契約締結の届出	-----	5
(2)	確認申請、確認書交付	-----	7
(3)	証明書の交付	-----	8
(4)	費用の請求	-----	9
5	各様式の記載例等		
(1)	契約届出書	-----	1 1
(2)	確認申請書	-----	1 4
(3)	確認書	-----	1 7
(4)	証明書	-----	2 0
(5)	請求書	-----	2 5
(6)	契約書例	-----	3 4

1 はじめに

この手引は、新潟県知事選挙における、選挙公営制度の内容、手続について説明したものです。

選挙公営の適用を受けるには、数種類の書類を作成する必要がありますが、特に、公費負担の請求に関しては、以下の点に注意してください。

また、この手引は、必要に応じて経費を請求する契約業者等にも配布してください。

1 公費負担制度の意義

この制度は、新潟県知事選挙に関して、「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」に要した経費を公費で負担するものです。

2 制度が適用される候補者の範囲

制度が適用される候補者の範囲は限定されており、供託物を没収される候補者は制度が適用されません。

なお、供託物が没収されるのは、新潟県知事選挙の場合、次の計算式による得票数に達しない候補者です。

$$\text{有効投票総数} \times 1 / 10$$

3 経費の支払い

条例で定められた限度額以内の経費は、候補者を經由せずに県が直接各契約業者等に支払います。限度額を超える額は、候補者が負担しなければなりません。

4 消費税の扱いについて

公費負担における請求根拠は「単価×数量」であり、消費税については特に定められておりません。したがって、消費税を含めた請求を行う場合、消費税分を単価に含めるなどして「単価×数量＝契約額（請求額）」の形にし、最後に消費税をかけるような外税方式での請求はしないでください。

5 請求書について

(1) 請求書に押印する場合には、必ず代表者の印鑑を押し、できれば会社の印鑑も押してください。会社の印鑑のみではお支払いができません。

契約事業者等（法人にあっては、その代表者）本人又はその代理人が直接提出する場合や、書類上に「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先を記載する場合には、押印を省略することができます。

(2) 支払先口座の名義は少しの間違いも許されませんので、名義人欄の記入に当たっては、必ずフリガナも記入してください。

6 支払時期について

公費負担額の支払いは、選挙の期日後すぐにできるものではなく、選挙及び当選の効力が確定した後に支払いの手続を始めることとなりますので、請求後直ちに支払われるものではないことを御了承ください。また、契約業者にもその旨周知願います。

なお、当委員会が公費負担額を指定された口座に振り込む際の名義は、「新潟県 市町村課」となります。

7 費用の請求期限について

令和8年6月30日（火）までをお願いします。

2 公費負担の対象とその限度額一覧表

	公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	(1) 一般運送契約（いわゆるハイヤー方式） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日につき 64,500 円	
	(2) ①自動車借入れ契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日につき 16,100 円	① 契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ② 選挙運動期間中で「(1)一般運送契約」を選択した日は、「(2)その他の契約」の計算では選挙運動の選挙運動の日数から除いて計算する。
	②燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円×選挙運動の日数	
	③運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る。）	各日につき 12,500 円	
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（160,000枚が限度）を乗じた金額	【作成単価の限度額（銭未満は切り上げ）】 ○ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭 ○ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 $419,000円 + 5円62銭 \times (\text{作成枚数} - 5万枚)$ 作成枚数	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数×2以内の数）を乗じた金額	【作成単価の限度額（円未満は切り上げ）】 ○ポスター掲示場数が500を超える場合 $316,250円 + 293,440円$ $+ 30円73銭 \times (\text{掲示場数} - 500)$ 掲示場数	

【選挙運動用自動車の使用契約】 次の２種類があり、どちらにするかは候補者が選択します。

(1) 一般運送契約

一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者）との契約をいいます。いわゆるハイヤー方式の借上げです。

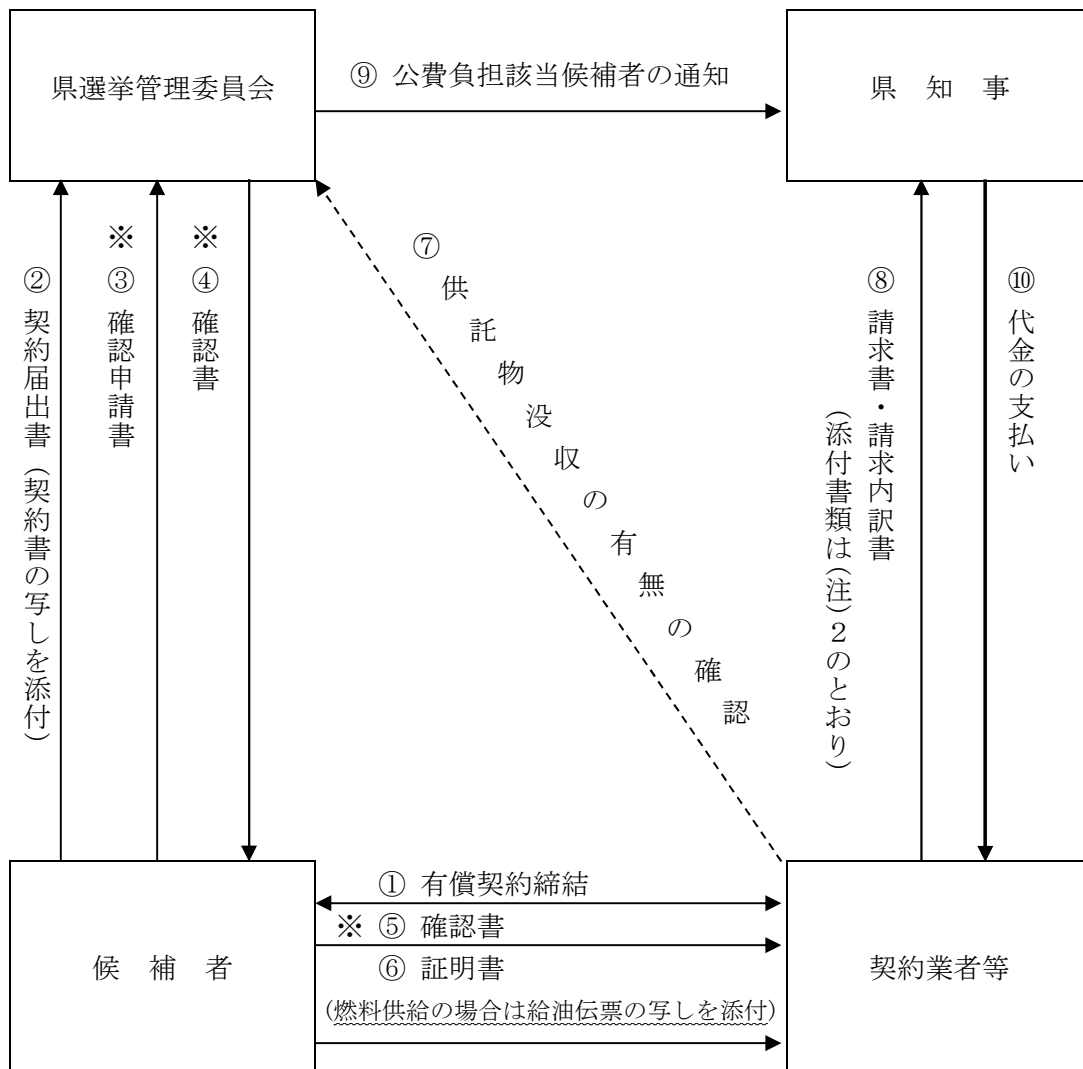
(2) その他の契約

自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用を別々に契約するものです。

この契約の場合、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業とする者に限ります。

選挙運動期間中で「(1)一般運送契約」を選択した日は、「(2)その他の契約」の計算では選挙運動の日数から除いて計算します。

3 公費負担手続図



- (注) 1 ※印の手続は、燃料供給並びにビラ及びポスター作成の場合にのみ必要となります。
- 2 請求書の添付書類について
- (1) 燃料供給の場合 → 使用証明書、確認書、給油伝票の写し
 - (2) ビラ及びポスター作成の場合 → 作成証明書、確認書
 - (3) (1)及び(2)以外の場合 → 使用証明書
- 3 使用（作成）証明書を契約業者等に提出するのは、契約履行後です。
- 4 給油伝票とは、日付、自動車のナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。
- 5 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出すること。

4 (1) 契約締結の届出 (候補者→県選管)

この制度の適用を受けようとする候補者は、各有償契約を締結した場合、その届出をしなければなりません。

1 届出の書類等 (記載例 11～13 ページ)

種 類	届 出 様 式	添付書類	届 出 時 期
選挙運動用自動車の使用 (一般運送契約、その他の 契約共通)	様式1-1 (自動車)	契約書の 写し	立候補届出前の契約 →立候補届出時 立候補届出後の契約 →締結後直ちに
ビラの作成	様式1-2 (ビラ)		
ポスターの作成	様式1-3 (ポスター)		

2 契約書作成上の留意点

(1) 契約書は必ずしも契約書という名称を有する書類に限らず、使用申込受書というようなものでも差し支えありません。

ただし、書面上、次のものが明示されていることが必要です。(記載例 34～39 ページ)

契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額、候補者と契約業者等の契約意思、選挙運動用自動車の使用の場合は自動車登録番号又は車両番号など

(2) 契約書に記載する契約金額は、公費負担の限度額を上回っても差し支えありません(ただし、上回った分は公費負担対象外です)。

(3) 条例で認められている相手(当該契約に係る業務を業として行う者)との契約でなければなりません。

(対象外の事例)

- ・自己契約
- ・選挙運動用自動車の使用の「その他の契約」の場合、生計を一にする親族で当該業務を業としていない者との契約
- ・契約する権利を有していない者との契約

(4) 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

(5) 選挙運動用自動車の燃料供給契約で公費負担の対象となるのは、あくまで当該選挙運動用自動車であり、それ以外の自動車への給油は対象となりません。

【Q&A】

Q 契約の相手方が次の場合でも、公費負担の対象になりますか。

- ①ハイヤー会社の代表取締役を務める候補者が当該会社と一般運送契約を締結した場合
- ②知人の自家用車を借り入れる場合

A どちらも公費負担の対象になります。

- ① ハイヤー会社については、あくまで候補者個人と会社との契約である以上、当然に対象となります。
- ② 一般運送契約以外の契約で対象外となるのは、「候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者」との契約ですので、知人も対象となります。

Q ビラやポスターの作成契約を作業段階別で行った場合はどうですか。

(例) デザインをデザイン業者と、写真撮影を撮影業者と、印刷を印刷業者とそれぞれ契約した場合

A 規定上、契約の相手方は「ビラ又はポスターの作成を業とする者」でなければならず、ビラの作成及びポスターの作成を、それぞれ一つの会社に契約をまとめて届出をしてください。

Q 契約書には収入印紙が必要ですか。

A 一般運送契約、ビラ作成契約及びポスター作成契約について、印紙が必要になります。

①一般運送契約

印紙税法別表第一番号1の4に掲げられている運送に関する契約書に当たり、収入印紙が必要になります。

その他の契約（自動車の借入れ、燃料供給、運転手雇用）については、「候補者の指示及び責任において運行し、業者が主体となって運行していないこと、また、3ヶ月以内の短時間の契約であることから、収入印紙の貼付は必要がない。」とされています。

②ビラ又はポスター作成契約

請負に関する契約と考えられ、1万円以上の契約金額のものは収入印紙が必要になります。

※ 契約届出書に添付するのは契約書の写しでよく、印紙税法に基づき正しく収入印紙が貼付されているか否かは受付審査の対象ではありません。

4(2) 確認申請 確認書交付

(候補者→県選管)

(県選管→候補者→契約業者等→県選管→県知事)

「燃料供給契約」、「ビラ作成契約」及び「ポスター作成契約」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

【確認書の意義】

- ① 契約業者等ごとに県が公費負担できる限度額又は限度枚数を示すものです。
- ② 契約業者等は、この確認された額又は枚数以内で請求することになります。

1 申請書類等 (記載例 14～16 ページ)

種 類	申 請 様 式	添付書類	申 請 時 期
燃料供給契約	様式 2-1 (燃料)	なし	契約締結の届出後 速やかに
ビラ作成契約	様式 2-2 (ビラ)		
ポスター作成契約	様式 2-3 (ポスター)		

【申請に当たっての留意事項】

- ① この申請は、契約締結の届出をしたものに限られます。
- ② 同種類の契約において複数の業者と契約する場合は、それらすべての契約を通じて公費負担の限度額及び限度数量以内でなければなりません。
- ③ この申請は契約業者等ごとに行います。それぞれの申請書には、既に確認を受けた（又は確認申請中のもの）金額又は枚数を記載する必要がありますので、候補者は申請の控え又は写しを保管しておいてください。

2 確認書の交付

新潟県選挙管理委員会が申請内容を確認後、候補者に確認書を交付します。候補者は確認書を直ちに契約の相手方に渡してください。

4(3) 証明書の交付 (候補者→契約業者等→県選管→県知事)

候補者が、自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約業者等に各1部を交付しなければなりません。

【証明書の意義】

候補者が、契約業者等ごとに使用又は作成したものの額又は数量を証明するものです。

1 証明書の種類等 (記載例 20～24 ページ)

種 類		様 式	添付書類	交 付 時 期	
選 挙 自 運 動 車 用 の 使 用	一般運送契約	様式3-1(自動車)	なし	契約履行後 速やかに	
	その 他 の 契 約	自動車借入れ			様式3-1(自動車)
		燃料供給	様式3-2(燃料)		給油伝票の写し
		運転手雇用	様式3-3(運転手)		
ビラの作成		様式3-4(ビラ)	なし		
ポスターの作成		様式3-5(ポスター)			

2 証明書交付の留意点

- (1) この証明書は、契約ごとに作成してください。
- (2) 燃料供給の場合に添付する「給油伝票の写し」とは、下記の事項が記載されている書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。
 - ① 燃料の供給を受けた日付
 - ② 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字
 - ③ 燃料供給量
 - ④ 燃料供給金額

4(4) 費用の請求 (契約業者等→県選管→県知事)

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないことを選挙期日の翌日（令和8年6月1日）以降に新潟県選挙管理委員会に確認の上、請求書を提出してください。

1 請求書の種類等 (記載例 25～33 ページ)

種 類		様 式	添 付 書 類	請求期限	
選挙自 運動 車 用 の 使 用	一般運送契約	様式4-1（自動車） 請求内訳（一般運送契約）	証明書	6月30日 （火）まで	
	その他 の契約	自動車借入れ	様式4-1（自動車） 請求内訳（自動車の借入れ）		証明書
		燃料供給	請求内訳（自動車の借入れ） 請求内訳（燃料代）		証明書、確認書、 給油伝票の写し
		運転手雇用	請求内訳（運転手）		証明書
ビラの作成		様式4-2（ビラ） 請求内訳（ビラ）	証明書、確認書		
ポスターの作成		様式4-3（ポスター） 請求内訳（ポスター）	証明書、確認書		

2 請求に関する留意点

- (1) 上記区分に従い、契約ごとに1部作成してください。
- (2) 請求書に押印する場合は、以下の印を必ず押してください。
 - ・法人の場合 代表者の印（社印もできるだけ押してください。なお、社印のみではお支払いはできません。）
 - ・個人の場合 請求者の印
- (3) 押印を省略して請求することも可能ですが、その場合は、書類上に「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先を必ず記載してください。
- (4) 請求書を書き損じた場合、訂正はできません。新たに書き直してください。
- (5) 支払いは口座振替により行います。

ただし、

 - ・口座の名義と請求書に記載されている請求者の名称は、同一のものとしてください。また、支払先口座の名義は少しの間違いも許されませんので、名義人欄の記入に当たっては必ずフリガナも記入してください。
 - ・当委員会が公費負担額を指定された口座に振り込む際の名義は「新潟県市町村課」となります。

【Q&A】

Q 県への請求前に候補者が代金の支払いをしてしまった場合はどうなりますか。

A この制度は、条例に基づき各契約業者等に県が直接その費用をお支払いするものですので、その趣旨を御理解いただき、既に候補者が支払った金額については、仮払い等で処理するなどの方法を講じて候補者に返却してください。

Q 県からの支払はいつごろになりますか。

A 選挙及び当選の効力が確定した後にお支払いします。

※ 選挙及び当選の効力が確定する時期とは、選挙に関する争訟関係が確定した時期です。

例えば、選挙期日が5月31日の県知事選挙において、選挙及び当選の効力に関する異議の申出が申出期間内（6月16日まで）になかった場合、6月17日午前0時をもって当該効力が確定します（無投票当選の場合も同じ）。